

事業紹介

「経営革新法」の認定に向けて



今回、経営企画室の田中室長に経営サポート事業の一貫である「経営革新法認定取得」ご支援の内容についてお話をお伺いしました。



経営企画室
田中室長

経営革新とは

経営サポート事業では、経営革新の法認定を受けようとするお客様に対し、事業計画の策定から、申請書の作成、申請後の対応など、一連の流れをサポートしています。

お客様と二人三脚の取り組み

そもそも、経営革新とは何か。簡単に説明すると、『経営目標を設定し、新しいことに取り組もうと頑張っている企業に対して、行政が、経営を革新している企業だと認定し、様々な形でサポートする』制度です。

昨今、世の中の情勢を反映し、葬儀業界を取り巻く環境も大きく変化してきています。

業者間による競争が激化し、価格競争の装いも強まるなど、厳しい状況が続いています。

その中で、新たな取り組みを実施していこうと考える葬儀業者が、国からの補助金や低利の融資制度、税制上の優遇措置など、様々な形で支援措置を受けることが出来るのが、この制度の特徴です。

この経営革新の申請から認定を受けるまでの間には、その

新しい事業が成功することを前提に色々な方面の方々から、ご意見ご指摘を頂くことになります。

事業の実施スケジュール、収支予測、財務、マーケティングといった視点から、何度も何度も計画内容の練り直しを迫られます。

その中で、葬儀社が提供したいと考えるサービスと一般消費者が求めているサービスの間には、大きなギャップがあることに気付かれます。そのギャップを如何に埋めていけるかが認定に向けての大きなポイントになります。

お客様と二人三脚で認定に向けて取り組んでいく中で、幾度も計画内容に対しての指摘を受けること、お客様の中には、経営革新は「手間がかかり面倒」と思われる方もいます。

ただ、それによってお客様が挫けて諦めるのではなく、『今度こそは』と思って頂けるようにしていかなければなりません。

確かに、認定を受けるまでには幾分苦勞しますが、その分認定を受けることが出来れば、『この新しい取り組みなら間違いない』と一般消費者の方々からお墨付きを頂いたような

方針への理解度も高まってきました。

以上の2点より、経営革新の取得は、即ち企業風土の改善に直結するのではないかと考えます。逆に言えば、風土を改善するぐらいのパワーが備わるの、経営革新法の認定を受けた企業は、成功するのだと思います。

多種多様なお客様のニーズに応える

資金調達などに頭を悩ませているお客様がまだまだ多いのが現状ではないかと思えます。

また、営業担当の方は、お客様が葬儀会館をリニューアルされる、或いは新たに建設されるといった情報を多く持つておられますが、お客様の中でのような経営革新法という制度を知っておられる方は、まだまだ少ないようです。経営者の方にとってみれば、このような「大きな特典」があるのだから、「知ってさえいれば」この制度を活用しない手はないはずだと思います。

また、自社にとってもワンストップにて、お客様のお役に立つサービスを提供出来る良い

ものであり、今後、事業に取り組んでいく上での大きな自信になります。



経営革新の取得と企業風土の改善

経営革新の認定を受けることで、補助金や低利融資を受けられることは前述致しましたが、実際に認定を受けてみると、「もつと大事なものが得られた」と実感される社長様も多くいらっしゃいます。

今回、ご支援をさせて頂いている山形県のA社様が、その最たる例です。

葬儀会館のリニューアルに関連付けて、経営革新法の申請を行いました。結果的には、無事認定を受けることが出来、設備投資に係る総費用の内、約1,000万円分の優遇措置を得ることが出来ました。

こうした措置を受けることが当初の目的ではありましたが、実際に認定を受けた今、社長様が一番の成果として挙げておられるのは、会社としての経営体質を改善出来たこと

でした。

経営革新の認定に向けては、一つでも不明確な部分があれば認定されることが難しく、その為、一つひとつの問題・課題を明確にし、解決しくことが求められます。

その中でも、特に今回は、無形のサービスに対しての申請であった為、製造業などのような有形のものに比べ、少々難しいケースでありました。

承認内容

番号	承認日	企業名	所在地	業種	承認テーマ	計画期間 (開始年月)	計画期間 (終了年月)
298	H21.2.9	(有)相田 仏光堂	米沢市桜木町2-63	葬儀業	新しい葬儀スタイル(湯澤・会葬者参加型音楽葬)の提案と潜在顧客を開拓、込む為の事業展開	H21.2	H24.6

この法律が施行されてから、現在までの約10年間、経営革新の承認を受けている葬儀業者は74社となっています。うち弊社のお客様は14社あります。

頂きたいと思っています。多種多様になってきているお客様のニーズに応えていく為にも、今回の取り組みを、まずは会社の皆さんにご理解頂きたいと思っています。



経営革新のおさらい

「経営革新とは」

新たな取り組みによって、その経営の相当程度の向上を図ることを言います。

新たな取り組みとは、全く新しいものや異分野参入でなくとも、既存のものに手直し、切り口を合わせるなどの工夫でも経営革新となる場合があります。

※この経営革新書を作成して、都道府県知事の承認が得られると中小企業経営革新法に基づく支援策(補助金、融資等)が利用できるようになります。



「経営革新認定書」

※お客様としては「取得するの、相当苦勞したから、それなりの証書が届くだろう」という期待があったようです。しかし、届いたのはA4の用紙1枚。とても、拍子抜けされたそうです。

認定に向けては、社内外においての、積極的なコミュニケーション(意見交換)が何よりも必要不可欠な要素でした。

また、当事者自身が「変わらなければならぬ」という自覚を持って物事に臨むようにしていかなければ、上手くいくものも上手くいくはずがありません。

実際、経営革新の認定取得を試みて失敗をする企業のお大半は、前述のような点が上手くいかず、志し半ば、リタイアしてしまうケースがほとんどです。

では、今回山形県のお客様が経営革新を取得出来た要因は何だったのか。大きく2つのポイントが挙げられます。

経営革新を取得できたポイント

1点目は、社長様、そしてプロジェクトリーダーの方がリーダーシップを発揮されたことです。

今回、認定を受けるにあたりプロジェクトチームを編成しましたが、その中で会社の次期後継者の方にリーダーを勤めて頂きました。

はじめは分からないことも多く、とても不安に感じておら



れましたが、決算書のこと、組織のこと、マーケティングに関することを、細かく分類しアドバイスさせて頂きました。その結果、今では「会社を引き継ぐ上で何を行っていくべきか」という視点で物事を見るようになられ、大きな自信を得ることが出来たようです。

リーダーが積極的に動きを見せるようになったことで、周りの社員の方々もそれに触発され、これまでよりも積極的に意見が出されるようになり、改善の機運が高まってきました。

2点目は、社員の方々の問題意識が芽生え、他の競合業者には負けたくないという気持ちという気持が備わったことです。

積極的な意見交換を行うことで、今後自分達が何をしていくべきか、何処に向かって進むべきかが明確になり、仕事に対してモチベーションを持って臨むようになりました。

また、一人ひとりが問題意識を持ち、仕事に臨むようになったことで、結果的に会社の経営